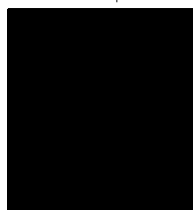
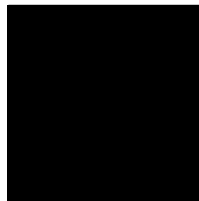
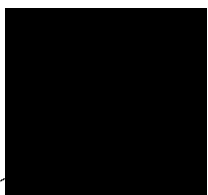


協 定 書



災害時の応急対策業務に関する協定書

高知県港湾空港局長（以下「甲」という。）及び高知県海洋局長（以下「乙」という。）と、高知県港湾空港建設協会（以下「丙」という。）及び全日本漁港建設協会高知県支部（以下「丁」という。）とは、高知県内における地震や風水害等の（以下「災害時等」という。）の緊急的な応急対策業務に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲または乙が管理する港湾、漁港施設及び海岸保全施設等における災害時等の緊急的な応急対策に対し、丙及び丁はこれを支援するため、必要な建設資機材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）を確保するとともに実施体制を確立し、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（支援体制）

第2条 丙は、この協定の目的を達成するために、協会内の支援連絡体制を策定し、甲に報告するものとする。

（業務）

第3条 業務とは、この協定の目的を達成するために、丙及び丁が行うものをいう。

2 業務の指示は、甲が乙と協議して丙及び丁に行うものとする。

3 丙及び丁は、指示を受けた場合は、その業務の実施体制について速やかに甲に通知するものとする。

（業務の実施範囲）

第4条 業務の実施範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 港湾、漁港区域における障害物の除去
- (2) 港湾、漁港施設及び海岸保全施設の緊急応急措置
- (3) その他甲または乙が必要とする業務

（出動要請）

第5条 甲または港湾、漁港施設及び海岸保全施設を所管する土木事務所長及び高知港事務所長（以下「関係所長」という。）は、災害時等に実施する緊急的な応急対策に関し、建設資機材等を必要と認めるときは、丙及び丁に対して会員の出動を要請することができるものとする。

2 丙及び丁の会員は、甲または関係所長から出動要請の連絡を受けたときは、速やかに応急対策を実施する。

（業務の実施体制等）

第6条 丙及び丁は、応急対策が速やかに実施できるよう、あらかじめ建設資機材等の保有状況、実施体制（会員等による編成表及び連絡系統）を定め、甲に報告するものとする。

2 丙及び丁は、毎年度当初に前項について甲に報告するものとする。

3 甲は、前2項の報告について乙及び関係所長に周知しておくものとする。

4 甲、乙、丙及び丁は、相互の不在等に備え、複数の連絡担当者と連絡順位を定め周知することとする。

（経費の負担）

第7条 甲または関係所長が丙及び丁の会員の出動を要請したときの負担は、高知県が負うものとする。

（情報提供）

第8条 丙及び丁は、甲または乙の所管する港湾、漁港施設及び海岸保全施設等が被害を受けているこ

とを知ったときは、直ちに甲に報告し、丙はその被害状況を収集整理するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、平成17年10月13日から平成18年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙、丙及び丁いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって継続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成17年10月13日

甲 高知県丸ノ内1丁目2番20号
高知県 港湾空港局

局 長

乙 高知県丸ノ内1丁目7番52号
高知県 海洋局

局 長

丙 高知県高知市本町4丁目2番15号
高知県港湾空港建設協会

会 長

丁 高知県高知市本町4丁目2番15号
全日本漁港建設協会高知県支部

支 部 長

災害時における応急活動の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と日本貨物鉄道株式会社関西支社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づく高知県災害対策本部が実施する災害応急活動への協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震及びその他による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者への支援や公共施設の早期復旧が必要となった場合、乙が占用許可及び使用許可を受けた高知港東潮江岸壁（耐震強化岸壁）背後のコンテナターミナルとして使用する野積場（所在地番：高知市棧橋通六丁目50番11）を、緊急物資の一時保管場所等として利用し、被災者等への対策を共同して行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、高知県内に災害が発生し、甲が必要と認めるときは、乙に対する災害応急活動の協力（以下「応援活動」という。）の要請を、文書又は口頭ですることができるものとする。

（応急活動への協力内容）

第3条 乙は、甲から応援活動の要請を受けたときには、速やかに応援体制を整え、資機材等を提供し応援活動を行うものとする。

乙は、甲より占用許可及び使用許可を得ている場所（以下「緊急物資等支援基地」という。）において、次の各号の応援活動を行うものとする。

- (1) 緊急物資の一時保管場所等として利用できるオープンスペースの確保
- (2) 仮住居又は緊急物資の保管場所としての空きコンテナの提供
- (3) 緊急物資等支援基地内における乙の資機材等の利用
- (4) 緊急物資等支援基地内に出入りする緊急物資の管理運営

（看板の掲示）

第4条 乙は、緊急物資支援基地内で、付近住民の見やすい個所にその旨を周知する看板を掲示するものとする。

（費用の負担）

第5条 応援活動に要した費用は、乙の請求に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。